

○議長（瀬之間康浩君）これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。東みちよ君。

〔東みちよ君登壇、拍手〕

○東みちよ君 おはようございます。自由民主党鶴見区選出の東みちよです。今日は、会派を代表しまして議案関連の質疑をさせていただきます。

まず、今回の各議案のうち、国の基準省令改正に基づき我が市の児童福祉、障害福祉、介護老人福祉関連の条例を改正するものについて伺います。障害のあるお子さんから高齢者まで支援を必要とする方々にとって改めてこれからも自分らしく生きるために必要なものは何か、また、支援をする方々にとって持続可能なサポートはどうあるべきか、進めるべきか、様々な課題に目を向け、山中市長及び城副市長に質問いたします。

まず初めに、市第158号議案横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について伺います。

子供の出生数は減少傾向にある中で、本市において障害者手帳を所持しているお子さんは令和4年度末で1万6023人、令和元年度と比較しますと、身体障害で手帳のあるお子さんの数は0.94倍と減ってはいるものの知的障害で手帳のあるお子さんは1.1倍となっています。また、知的な遅れを伴わない発達障害のあるお子さんは近年その数は増えていると言われています。一つの参考として、令和4年4月12月に公表された文部科学省の調査では、通常の学級に在籍し学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は小中学校において推定値8.8%、つまりクラスに3人はいらっしゃるわけです。

こういった背景の中で、まず、本市における障害児通所支援事業の利用状況と課題について城副市長に伺います。

障害児通所支援事業において、一部の事業所ではお子さんへの支援内容がインターネットを見せているだけや個々のお子さんに応じた発達支援がなされていないなどのお話を伺うことがあります。特に未就学のお子さんが通う児童発達支援事業においては、障害のあるお子さんの発達の側面から、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援することがその役割であると国の定めるガイドラインでは触れられております。そうしたことを意識したプログラムが提供されるべきと思います。

そこで、児童発達支援事業者が対象児童に対して必要な支援を確実に実行するための取組について市長に伺います。

次に、関係機関との連携について伺います。以前、私の地元鶴見区の発達支援事業所を視察しましたところ、お子さんの育ちには、熱意のある支援者と、また科学的根拠や実証に基づいたプログラムが重要であり、併せて、障害の有無にかかわらず同年代の子供たちとの交流などインクルーシブな視点が欠かせないと感じております。また、発達障害のあるお子さんにおいては、小学校入学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有す

ることが多いと言われており、また、不登校や心身症などの二次障害を示しやすいとも指摘されています。発達障害者支援法及び特別支援教育制度により発達障害は医療、教育、福祉分野が連携して支援すべきと考えられるようになりました。そうした考えに基づき東京都では既に5歳児健診を実施しております。山中市長は子育てしやすいまち横浜を目指すということですが、子育ては障害のあるお子さんも含めて全ての子供たちが対象であるべきと思いますが、この点は他都市に後れを取ってはいないでしょうか。

また、保育所に通いながら児童発達支援を利用するお子さんも増えているように思います。今回の改正では保育園、学校などとの連携をさらに推進するよう示しており、発達支援に関わる事業所と保育所や幼稚園、学校などの教育施設、関係機関がこれまで以上に連携しできるだけ早期の段階からお子さんに関わることが重要ではないでしょうか。

そこで、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスと関係機関との連携を促進すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

こども家庭庁では、令和5年度補正予算にて発達障害など心身の異常の早期発見のための5歳児健診の費用助成を発表しています。先ほども述べたように東京都では既に5歳児健診を実施していますが、横浜市でも今後迅速にそうした体制整備を目指すべきではないでしょうか。障害のあるお子さんにとって真に必要な質の高い支援が提供されるようしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、市第159号議案横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について伺います。

今回の改正は3年に一度行われるもので、国の基準省令の改正に伴う条例改正により様々なサービスの充実が図られることと聞いています。そこでまず、今回の基準省令改正に対する評価について市長に伺います。

先日、鶴見区の障害者の二十歳を祝う会が開かれ私も参加し、御家族からの声を聞く機会がありました。これまで御苦労や喜びなど様々な御経験があった中で二十歳となりうれしさの反面、保護者の方が実はこの先を思うと不安ですと語られていらっしゃいました。親亡き後のことなど新たな不安も多くあると伺いました。この不安の解消には、サービスが充実し障害のある皆さんの自立を支える社会が醸成されることが第一歩だと考えます。今回の改正では、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、不安の解消の一つにつながることを期待しています。この就労選択支援は、障害者の就労先や働き方について御本人がよりよい選択ができるよう支援するもので、障害者の就労やチャレンジはより一層進むと期待しております。一方、最近の動向では障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率も段階的に引き上げられ、いわゆる一般就労に当たる民間企業では令和6年4月から2.5%になります。さらに令和8年7月には2.7%に引き上げられ障害者の雇用機会が広がります。そうした保障に加え、障害者本人が就労について考えることをサポートし、選択の機会を適切

に提供することが今後さらに必要になると考えます。

そこで、就労選択支援の事業開始に当たっての取組について城副市長に伺います。

また、障害者の方々や御家族が就労に関して、あるときは迷い悩むこともあるでしょう。そうしたときに御本人に寄り添い当事者の立場に立ってサポートしてくれる人の存在が非常に重要です。その意味でも就労選択支援が本人の自立に向け効果的に実施されることを期待しております。そのために私は、就労支援を進める中で本人の意思と自立を市としてしっかりと支えていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

しかし、就労といっても障害者の皆さんの仕事の実態はどうでしょうか。福祉的な支援により機会が設けられている場合もあり、御家族や地域の見守りも必要です。今回の改正では地域との連携等の強化が掲げられており、趣旨としては障害者入所施設等の支援の質を確保するとのことですが、こうした取組は地域による障害者の見守り、支援を促すことにもつながると思います。実際、私の地元鶴見区では古くから各障害者施設にて町内会とともに餅つきや交流会などが行われております。先日も私も参加しました。子供から高齢者まで多様な地域の方々と顔の見える関係づくり、声かけを行っています。それが障害者の皆さんのふだんの見守り、励ましにもなっていると感じております。しかし、実態として横浜市全体を見るとまだまだ障害のある方を地域で受け入れる意識の広がり是不十分ですし、誰もが生き生き暮らすまち、インクルーシブなまちづくりの実現に向けて条例改正のこうした理念を実現していくには様々な障壁があることが想定されると思います。障害のある方の自立を支えていくためにもそうした現実しっかりと向き合い手を尽くすべきではないでしょうか。

そこで、地域での障害に関する理解が進むよう一層取り組むべきと考えますが、市長に見解を伺います。

今回の改正により就労選択支援など個々の障害福祉サービスの充実が図られることで障害者の皆さんの意思尊重、自立の支援が進むことに期待しますが、一方で障害者の皆さんを地域で見守り応援する体制を横浜市がサポートしていくことにより地域の福祉社会への関心が高まり支え合いの意識も高まっていくと思います。今後、鶴見区のような取組を全市的に広めていくなど地域連携を強く推進していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、市第160号議案横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について伺います。

高齢化の進展により団塊の世代が75歳以上となる2025年はすぐそこに、さらには高齢者人口がピークを迎える2040年はそう遠くないうちにやってきます。しかしながら、今後の高齢者福祉が抱える諸問題について有効な手だてはいまだ示されていないのが現状だと思います。特に介護に関しては、介護人材の不足と処遇改善などずっと叫ばれてきたもののまだまだ進捗は緩やかで心配されるところです。

そこでまず、高齢者福祉に関する課題認識と今回の基準省令改正の受け止めについて市長

に伺います。

今回の省令改正では、良質なサービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくりが基本的な視点の一つとされており、介護人材の確保のために介護職員の処遇の改善と負担の軽減に取り組むこととされています。現在の介護現場の課題は介護人材の確保であることは言うまでもありません。私も、高齢者施設を運営されている方からいろいろとお話をお聞きする機会があるのですが、皆さんは口をそろえて介護職員の確保が大変とおっしゃいます。私自身も、この問題はこれからの超高齢社会を考えると何としてでも解決しなければならないという思いを強く持っております。そこで、今回は介護職員の確保、介護職員の定着支援を中心に幾つか質問します。

今回の改正により、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会、いわゆる生産性向上のための委員会の設置が義務づけられました。介護に生産性という言葉がなじむのかどうかという点については意見が分かれるところかと思いますが、いずれにしても業務の効率化を進め、職員の負担軽減を進めるといふ狙いそのものは評価すべきと考えます。

そこで、生産性向上委員会の設置により期待される効果について城副市長の見解を伺います。

これからの時代を考えると、介護の世界にもＩＣＴ機器の活用をはじめとしたＤＸの推進が求められることは言うまでもありません。2023年に発表した我々のよこはま自民党政策集でも介護人材不足に対応するための介護ＤＸの推進を掲げています。最近では、介護現場において見守りセンサーをはじめとするＩＣＴ機器の活用が進んでいるとお聞きしていますが、今後、こうした取組をさらに進める必要があります。

そこで、介護現場におけるＩＣＴ機器の活用促進に向けた支援の進め方について城副市長に伺います。

最近ではカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラという言葉もよく聞かれるようになりました。介護の現場でも利用者さんからの行為にどのように対応したらよいのか悩みを抱えている介護職員は多いと聞いております。介護職員の負担軽減のため介護現場で起きるハラスメントへの対策が必要と考えます。

そこで、介護事業所におけるハラスメント対策にしっかりと取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、我が党は歯科口腔保健の推進を進めています。特別養護老人ホームなどでは入所者の口腔の健康の保持を図ることが既に条例で定められていますが、今回、介護つき有料老人ホームでも同様の規定が設けられることとなりました。今回の条例改正によって高齢者施設における口腔衛生の取組が進むことを大いに期待しております。

そこで最後に、高齢者施設において口腔衛生の取組を強化する意義について市長に伺いま

す。

健康寿命の延伸とオーラルケアには相関があることは広く知られており、今後の高齢者福祉の推進においても重要な取組と捉えています。今回の条例改正については様々な改正が盛り込まれ、支援を必要とする方々に寄り添った社会的資源の活用が示されています。誰一人取り残さないというのはSDGsが掲げる目標ではありますが、取り残さないというだけでなく——取り残すというのは後ろを振り向くことです、取り残さないというだけでなく、我が市においては、障害のある方、高齢者など様々な方とともに歩む支援者を含め一人一人の尊厳に目を向けた福祉施策を今回の条例改正をきっかけにしっかり進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬之間康浩君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 東議員の御質問にお答えします。

市第158号議案について御質問をいただきました。

児童発達支援事業者が対象児童に対して必要な支援を確実に実行するための取組についてですが、今回の条例改正において心身の健康等に関する総合的な支援プログラムを令和6年度末までに策定し公表することを事業者に義務づけます。事業者に対しては、今後国から示されるガイドラインの周知徹底を図るとともに実地指導において支援プログラムの策定、実施状況を確認するなどきめ細やかな支援の実現に向けて取り組んでまいります。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービスと関係機関との連携を促進するべきとのことですが、障害のある子供たちが身近な地域で生き生きと暮らすために関係機関が連携して支援することが重要です。障害児通所支援事業所と関係機関とが会議等により情報連携等を行うことについて、国の報酬改定に伴い関係機関連携加算が充実されることを含め説明会等を通じて事業者にも条例の趣旨の周知を徹底し連携のさらなる強化を図ります。

市第159号議案について御質問をいただきました。

基準省令改正に対する評価ですが、今回の省令改正では、障害のある方の意思決定支援の推進やグループホームからの一人暮らしに向けた支援の充実、御本人のニーズに応じた就労支援、職員の処遇の改善などが示されております。これらを推進することで障害のある方の意思を尊重し多様なニーズを踏まえた暮らしの充実につながるものと評価しております。

就労支援を進める中で御本人の意思と自立を市として支えていくべきとのことですが、今回創設される就労選択支援では、障害のある方の強みや特性、働く上での課題への対応方法などについて御本人と専門の職員とが一緒に考えてまいります。このことにより選択の幅が広がり、希望や適性に合った就労につながることを期待されます。今後も就労支援を通じて障害のある方の社会参加や御本人の望む生活の実現につなげていきたいと考えております。

地域での障害に関する理解が進むよう取り組むべきとのことですが、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、障害に対する理解の促進を図ることは大変重要であると考えております。現在本市では、地域住民と障害者とのイベントなどを通じた交流会や地域防災拠点訓練等での障害当事者による講座、障害者への理解を深めるための地域での勉強会への協力などを行っております。引き続き地域での障害理解が進むようしっかりと取り組んでまいります。

市第160号議案について御質問をいただきました。

高齢者福祉に対する課題認識と基準省令改正の受け止めですが、今後の高齢化の進展に伴い介護サービス需要の大幅な増加が予測される一方で、生産年齢人口の減少が顕著になり介護の担い手不足の問題は深刻であります。さらに、賃金の引上げや働き方改革があらゆる産業で進む中、介護事業所の健全な経営環境を確保することも重要な課題であります。こうした人口構造や社会状況の変化を踏まえ、介護保険制度を持続可能なものとしていくために介護職員の処遇改善も含め省令改正が行われたものと認識しております。

介護事業所におけるハラスメント対策にしっかりと取り組むべきとのことですが、介護現場で働く職員が安心して働くことができるようハラスメント対策を進めていくことは大変重要であると考えております。このため新たに介護事業者向けのハラスメント相談窓口の設置やハラスメントへの対応を学ぶ研修を実施することで職員の精神的な負担の軽減を図り、また、人材の定着につなげていきたいと考えております。

高齢者施設において口腔衛生の取組を強化する意義ですが、口の健康は全身の健康にも影響しており、誤嚥やフレイルの防止にもつながります。このため、高齢者施設において歯科医師や歯科衛生士等の多職種が連携し口腔衛生の向上を図ることは重要であると考えております。今回の省令改正において新たに介護つき有料老人ホームにおいて口腔ケアが義務化されましたので、さらに多くの高齢者施設での取組が進むものと期待をしております。

以上、東議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問については副市長から答弁をいたします。

○議長（瀬之間康浩君） 城副市長。

〔副市長 城博俊君登壇〕

○副市長（城博俊君） 市第158号議案について御質問をいただきました。

障害児通所支援事業の利用状況と課題についてですが、令和4年度末時点で支給決定を受けている児童は約1万6000人となっており、対前年度比で約1割増加しています。利用ニーズの増加に応じてここ3年間は毎年60か所以上の事業所が新規指定を受けておりまして、令和4年度末で754か所となっており、人材の確保やきめ細やかな支援体制の構築など質の維持と向上が課題となっております。

市第159号議案について御質問をいただきました。

就労選択支援は、障害のある方が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう御本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援するサービスです。この事業は令和7年10月に開始予定となっておりますが、事前に障害福祉事業所の職員に対して、利用者に寄り添い就労に関する選択の機会が適切に提供されるよう研修会を開催するなど人材育成にしっかり取り組んでまいります。

市第160号議案について御質問をいただきました。

生産性向上委員会の設置により期待される効果ですが、例えば設置した委員会で検討された介護記録の電子化などの業務効率化に取り組むことで職員の負担が軽減され、生み出された時間を利用者への直接的な介護に充てることができるようになります。こうした取組を進めることで利用者へのサービス向上や職場環境の改善につながる効果があると考えております。

介護現場におけるICT機器の活用促進に向けた支援の進め方ですが、介護現場からは、ICT機器や介護ロボット等を使いこなせるか心配との声が上がっています。このためICT機器を活用した業務改善に向けて伴走支援を行うほか好事例の紹介等を行います。また、40歳以上の方や外国人を雇用した事業所を対象にICT機器や介護ロボット等の購入費用の助成を引き続き実施いたします。こうした取組を通じICT機器の活用促進に向けて支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。